

11月号



おおもり 青色便り

No.0616

一般社団法人 大森青色申告会

平成28. 11. 1

青色申告制度普及 会勢拡大運動実施中！！

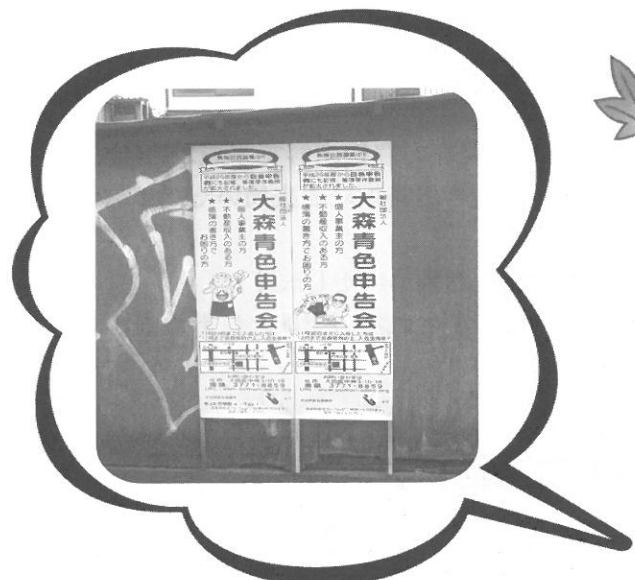
青色申告会では、毎年10月1日～11月30日の期間を『青色申告制度普及・会勢拡大運動』の強化月間として実施しております。青色申告をされていない方（白色申告者）には青色申告者に、青色申告会に加入されていない方には、入会していただくように勧奨運動を行っています。

青色申告には税務上有利になる様々な特典があり、青色申告会では税務記帳サポートを中心に事業や日々の生活に役立つようなサポートを行っています。

青色申告会は会員皆様の会費で維持運営されておりますので、会員数が減少しますと皆様へのサービスの低下にもつながります。安定したサービスの提供の為にも、ご近所やお知り合いの方のご紹介をお願いいたします。

また、青色申告連絡所として立て看板の設置が出来る方を募集しております。

会勢拡大運動期間中または常設が可能な方は、当会事務局までご連絡下さい。 TEL 3771-8859



役員さんの敷地でのPR例

お知り合いの方をご紹介下さい

皆様のお知り合い、ご近所、同業者等の方で

『新たに事業を始められた方』

『不動産経営をされている方』

『業務請負契約等で確定申告が必要な方』

『その他確定申告が必要な方』

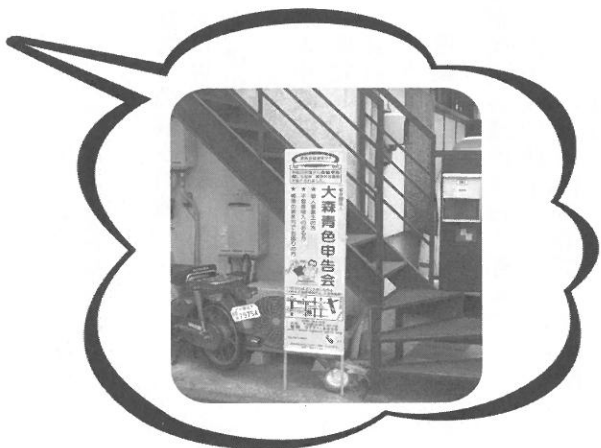
等いらっしゃいましたら

ご紹介下さい。

ご紹介者の方にも、お知り合いの方にも

嬉しい特典をご用意して

お待ちしております！



ボランティアさん募集

申告会を賑やかに盛り上げて下さる方を大募集

青年部・会勢拡大運動・会報配布など

と一緒に楽しく活動していただける方を

お待ちしております！

(1)

税を考える週間(11/11～17) 公開講座

相続税について

平成28年11月21日(月)

会場 池上会館 集会室

時間 13時30分～15時40分

(受付13時から)

先着 150名

★詳細は同封のチラシをご覧ください。

◆閉局のお知らせ◆

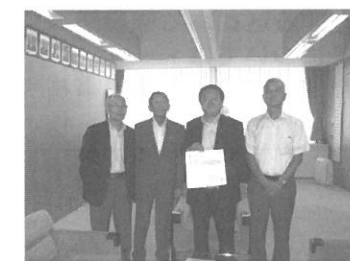
11月21日(月)は、『税を考える週間』行事参加のため、事務局を閉鎖いたします。

皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望を大田区長に陳情

去る9月1日、大田区役所において「固定資産税・都市計画税の軽減措置」を来年度も継続をお願いしに大田区長と区議会議長へ陳情してまいりました。また、9月23日に都議会議員へ陳情し、都議会議長に請願書を提出しました。

会員の皆様には9月号の会報でお配りした「陳情ハガキ」で地元の都議会議員への働きかけをお願いいたします。



平成29年度版

★ 青色申告会員必携は11月下旬入荷の予定です ★

会員の独習用テキストとしてお使いいただける「会員必携」が11月下旬ごろ入荷予定です。

～特集記事～

- ・決算、申告のチェックポイント
- ・平成28年分から適用される主な税制改正項目

定価 504円 → 会員価格 300円

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄

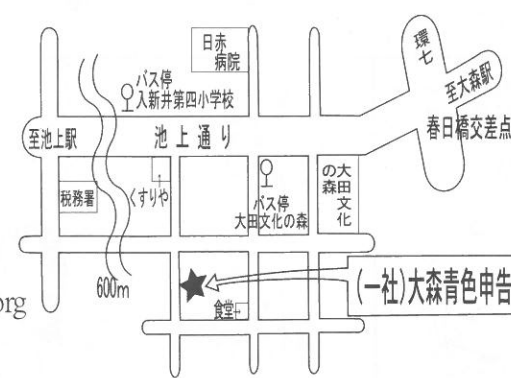
大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

URL : <http://www.oomori-aioro.org>

Eメール : aioro-o@nifty.com



(4)

年末年始の営業日時のご案内

年末の営業は

平成28年12月27日(火)午後5時まで
(受付は午後3時30分まで)

年始の営業は

平成29年1月10日(火)午前9時から
通常営業いたします。



無 料

時 予 約 制	十二月	十一月	十一月	法律相談日
申 午 事 務 局 に 申 込 み	後 二 時 分 位	一 七 日 (木)	十 四 日 (木)	十 日 (木)
		保 險 相 談 日		

(1)

▶ 都税事務所からのお知らせ

「特定空家等」に該当すると土地の税額が高くなる可能性があります(23区内)

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき勧告を受けた「特定空家等」の敷地については、区役所からの連絡により、賦課期日(1月1日)までに勧告に対する必要な措置が講じられたことが確認できない場合、固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例(以下「住宅用地の特例」という。)対象から除外されます。

★「特定空家等」とは?

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において「空家等」のうち以下の状態にあると認められるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

★「空家等対策の推進に関する特別措置法」のお問い合わせ先

特定空家等の勧告や必要な措置等については・・・
→ご所有の土地・家屋が所在する区にある区役所へ
住宅用地の特例や固定資産税等については・・・
→ご所有の土地・家屋が所在する区にある都税事務所へ
それぞれお問い合わせください。



▶ 勤労者共済からのお知らせ

大田区お墨付きの福利厚生で人材確保にマル!

大田区勤労者共済は、「入会金200円+毎月500円/人」と少ない負担で、充実した福利厚生サービスと手厚い慶弔見舞金を還元します。個人で加入することもできますが、事業所単位での加入の場合、事業主が負担した入会金や会費は、税法上、損金・必要経費の扱いができます。

お問合せ・資料請求: TEL03-3733-6107(大田区産業プラザ(PIO)5階)



よく働き、よく休もう!

大田区勤労者共済



勤労者共済 加入の巻

◆平成28年度指導日程のご案内◆

① 年末調整個別指導会・・・先着順

●平成28年12月12日(月)～平成29年1月20日(金)迄

受付時間は午前9:00～11:30・午後1:00～3:30迄です。

12月は従業員・専従者等給与所得者の源泉所得税の年末調整を行う月です。源泉所得税の納付期限は平成28年1月20日(金)迄です。(年末年始の休業日にご注意下さい)

※本年より事業主・専従者・従業員(アルバイト・パートを含む)のマイナンバーの記入が必要となりました。また、給与支払報告書(総括表)は、マイナンバー管理の都合上、事業主の方が自ら送っていただくことになりましたので、あらかじめご了承下さい。

② 消費税個別相談会・・・事前予約をお願いします

●平成28年12月1日(木)～12月27日(火)迄

平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えた方(基準期間)、平成28年1月1日～6月30日までに課税売上高が1,000万円を超えた方(特定期間)、また、消費税の課税対象者で平成27年分の課税売上高が1,000万円を下回った方、平成29年分以降簡易課税を選択される方、消費税の課税方法を変更したい方や消費税の還付を受けようとする方等が対象です。

平成28年12月末日までが提出期限の書類もありますので、ご不明な点がございましたら必ずご連絡ください。

③ 確定申告時期の予約個別相談について・・・事前予約をお願いします

12月のはじめに決算確定申告指導のご案内をお送りいたします。予約方法はお電話でのご予約となります。予約期間内はご予約された方へのみの受付となりますので予めご了承願います。

④ 減価償却計算表の送付について

すでにご登録いただいている会員の皆様には、平成28年10月31日現在の登録内容で平成28年分決算用の減価償却計算表をお送りいたします。内容を必ずご確認ください、確定申告時期にご来局いただく際にはお持ちください。

また、未登録の方や登録内容に変更等がありましたら事前にご連絡をお願いいたします。

※変更の都度郵送での対応はいたしません。11月1日以降での登録や内容変更された方で新たに計算表が必要な方は事前に連絡の上事務局までお越しください。

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要

融資限度額 二千万円
返済期間 運転資金 七年以内
設備資金 十年以内
年利 一・二五%

(十月十三日現在)
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二九年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

◎従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業五人以下の法人、個人事業主の方
*商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方
*所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)

*本相談は、経営に関する相談に限定しております。
*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二一